

# 協 定 書

一般社団法人宮崎県商工会議所連合会

学校法人宮崎学園宮崎国際大学

学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学

一般社団法人宮崎県商工会議所連合会と学校法人宮崎学園宮崎国際大学及び  
宮崎学園短期大学との包括連携に関する協定書

一般社団法人宮崎県商工会議所連合会（以下「甲」という。）と学校法人宮崎学園宮崎国際大学（以下「乙」という。）及び宮崎学園短期大学（以下「丙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携の下、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）商工業の振興に関する事
- （2）教育や文化、国際化の振興に関する事
- （3）まちづくり、地域産業の活性化に関する事
- （4）人材育成に関する事
- （5）生涯学習に関する事
- （6）その他、地域の発展に資する事

（連絡調整及び協議）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を実施し、この協定に基づく事業（以下「連携事業」という。）の企画立案、進行管理などを行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。但し、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙及び丙いずれからも解約の申し出がない場合は、3年間有効期間を延長する。その後においても同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、連携事業の実施において知り得た秘密事項を、甲、乙又は丙の承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月24日

甲 宮崎県宮崎市錦町1番10号  
一般社団法人宮崎県商工会議所連合会

会頭 米良充典

乙 宮崎県宮崎市清武町加納丙1405番地  
学校法人宮崎学園宮崎国際大学

学長 永田雅輝

丙 宮崎県宮崎市清武町加納丙1415番地  
学校法人宮崎学園宮崎学園短期大学

学長 宗和太郎